

認 可 書

[] 殿

平成22年 8月31日付けで申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業（一人一車制個人タクシー）の運賃及び料金（定額運賃）の設定認可申請は、下記のとおり認可する。
 なお、本認可の効力は、平成22年10月15日から生じるものとする。

記

1. 運賃

(1) 運賃の種類

特別区・武三交通圏と東京国際空港における定額運賃

(2) 上記(1)の定額運賃を適用するゾーン

ゾーンの名称	該当地域
エリア1	江戸川区
エリア2	千代田区, 新宿区, 文京区, 台東区, 墨田区, 渋谷区
エリア3	荒川区, 豊島区, 北区, 足立区, 葛飾区, 世田谷区, 中野区, 杉並区
エリア4	板橋区, 練馬区
エリア5	武蔵野市, 三鷹市

(3) 適用する運賃額

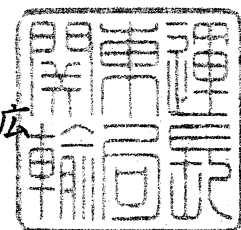
適用ゾーン	車種区分	定額運賃(円)	深夜早朝割増適用運賃(円)	障害者割引適用運賃(円)	深夜早朝割増及び障害者割引適用運賃(円)
エリア1	大型車	6,000	7,000	5,000	6,000
	普通車	6,000	7,000	5,000	6,000
エリア2	大型車	6,000	8,000	5,000	7,000
	普通車	6,000	8,000	5,000	7,000
エリア3	大型車	8,000	9,000	7,000	8,000
	普通車	8,000	9,000	7,000	8,000
エリア4	大型車	9,000	11,000	8,000	9,000
	普通車	9,000	11,000	8,000	9,000
エリア5	大型車	11,000	13,000	9,000	11,000
	普通車	11,000	13,000	9,000	11,000

2. 適用方

裏面のとおり

平成22年10月14日

関 東 運 輸 局 長 神 谷 俊 広



- (1) 車種区分は、現に認可を受けている運賃の車種区分による。
- (2) 有料道路利用料、駐車料、その他旅客から特別な負担を求められた場合の実費は旅客の負担とする。
- (3) 定額運賃は、東京国際空港新国際線ターミナルのタクシー乗り場における運送の申し込み、若しくは予め営業所又は無線基地局において、旅客との間に定額運賃によることを特約した場合に適用する。
- (4) 運行の中止等の場合の措置として運賃メーター器を併用することとし、運送の最初から運賃メーター器を通常の距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）の運送におけるものと同様に操作する。
- (5) 運送の途中において、旅客の都合により運送を中断する場合、又は、本認可による定額運賃の目的地以外の場所に目的地を変更するような場合、若しくは旅客の都合により申込み時に予定した運送経路以外を経由した運送に変更するような場合であって、当該変更経路が本認可による定額運賃の目的地と大きくかけ離れる場合の運賃の収受は運賃メーター器の表示額によることとする。
- (6) 深夜早朝割増は、運送の開始から終了までの時間が深夜早朝時間帯（午後10時～午前5時）の中にすべて含まれる場合に適用する。
- (7) 障害者割引の対象者は、現に認可を受けている障害者割引の適用方による。

平成22年10月14日

■■■■ 殿

関東運輸局長 神谷俊広



定額運賃の設定に伴う実施方について

貴殿から申請のあった運賃・料金の設定については、本日付けで認可したところであるが、その実施にあたっては下記の事項について適切に対応されたい。

記

1. 運賃メーター器について

定額運賃の適用に当たり、運行中止等の場合の措置として運賃メーター器を併用することとする。この場合の運賃メーター器の操作は、通常の距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。以下同じ。）による運送におけるものと同様とする。

2. 乗車等の取扱いについて

定額運賃を適用する場合の旅客の乗降場所は、認可を受けた適用ゾーン内の1カ所とする。ただし、本認可による定額運賃の目的地への経路上から大きくかけ離れないと認められる場合は、認可を受けたゾーン内の複数カ所の乗降車も認めることとする。

なお、本認可による定額運賃の目的地への経路上から大きくかけ離れないと認められない場合におけるゾーン内の複数の乗降場所については、最後に乗車した旅客の乗車場所、又は、最初に降車した旅客の降車場所のゾーン運賃を適用することとし、それ以外の運送は、通常の距離制運賃による別契約の運送とする。

3. 利用者に対する情報提供等について

① 定額運賃による運送契約を締結する場合には、あらかじめ運送の内容（運送途中で旅客の都合により解約する場合等の取り扱いを含む）及び運賃メーター器の取り扱いについて説明するとともに、経路及び有料道路料金の額等について明示すること。

② 定額運賃の内容等を記載したリーフレット等を作成し、利用者に配布するなど情報提供を十分に行うこと。

4. 設定運賃の実施日から当分の間、別紙様式の月別輸送実績報告書を取りまとめ、翌月の10日までに提出すること。